

第28回連続学習講座《重慶大爆撃—戦略爆撃の思想を問う》

9月20日 (木)

午後6時半 (開始) ~ **9時** 資料代500円

場所：**港区立商工会館 6F 研修室**

東京都港区海岸1-7-8東京産業貿易会館6階／電話：03-3433-0862／●最寄り駅：JR 浜松町駅北口より竹芝桟橋方向へ徒歩7分
／ゆりかもめ竹芝駅より徒歩3分／都営地下鉄浅草線、大江戸線大門駅より徒歩10分



— 日中復交 40 年にあたって —



重慶大爆撃に 至る中国侵略

講師：**西川重則さん**

(「連帯する会・東京」事務局長)

著書：『わたしたちの憲法』(いのちのことば社)、『有事法制下の靖国神社』(梨の木舎)ほか

今年の9月29日は、日中復交40年の日です。

日本は、中国・アジアに対して長きにわたって侵略・加害の歴史を繰り返してきましたが、40年前のこの日、日本政府と中国政府が歴史的な日中共同声明を发出了しました。

共同声明では、「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。」と日本側のとるべき立場が鮮明に記されました。さらにこの交渉に際して周恩来首相は、「小異を残して大同につく」(「求大同存小異」)と発言し、日中友好・復交の政治的・思想的・今日的な課題を示しました。まさに「日中友好は世界平和の柱」です。

私たちは日本が戦前・戦中に、何をしたのかを率直に学び、国境を越えて、真の和解・平和を創り出すために、日中復交40年の今、今後の課題を共に考え、学びを深めたいと心から願っています。

一人でも多くの方々のご参加をお待ちしています。

コメンテーター：**前田哲男**(ジャーナリスト)

第23回重慶大爆撃裁判のお知らせ*****

10月1日(月)午後3時半~ 傍聴・ご支援を!

東京地裁103号法廷

原告が来日し、法廷で意見陳述を行います。

「重慶大爆撃の被害者と連帯する会・東京」代表・前田哲男

連絡先：事務局長・西川重則 〒186-0003 国立市富士見台1-7、1-11-108 TEL/FAX 042-574-9210

重慶大爆撃訴訟弁護団(団長・田代博之弁護士)連絡先：弁護団事務局(一瀬法律事務所)

〒105-0003 東京都港区西新橋1-21-5 TEL03-3501-5558 FAX03-3501-5565 Email:info@ichinoselaw.com

◆ Web サイト <http://www.anti-bombing.net> ブログ『重慶大爆撃とは?』<http://blog.goo.ne.jp/dublin-ki>

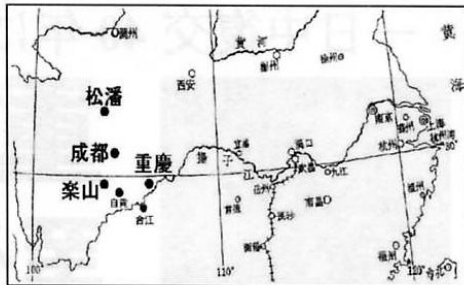
2012.8.6

重慶大爆撃

対日民間賠償請求訴訟

◆重慶大爆撃＝日本軍が犯した最も重大な戦争犯罪の一つ

日本軍は中国侵略戦争初期の1937年12月に首都南京を占領して以降、新たに臨時首都になった重慶市を含む四川省全域を200回以上（1938年2月から1944年12月までの6年10か月の間に）爆撃しました。この重慶大爆撃は、軍事的にはいわゆる戦略爆撃と呼ばれるもので、無差別爆撃によって一般市民の生命を奪い財産を破壊し抗日戦争を戦っている中国と中国人民の戦争継続意志をたたくつぶすことを狙ったものでした。重慶大爆撃の死傷者総数（現重慶市と四川省を含めて）は10万人を超え、また重慶大爆撃で家屋や店舗を失った人は100万人の規模にのぼっています。日本軍が行った重慶大爆撃は、米軍の空襲や原爆投下に並ぶ、また攻撃期間ではそれらを上回る、史上類例のない残虐な戦争犯罪です。まさに重慶大爆撃は、日本が中国侵略戦争中に行った最も重大な戦争犯罪の一つにほかなりません。



◆21世紀も続く「空からの戦争」

第二次世界大戦後も、アメリカなどの帝国主義諸国は、20世紀の後半から21世紀の現在まで、残虐な「空からの戦争」を通じて侵略行為を続けています。すなわち、朝鮮戦争・ベトナム戦争・湾岸戦争・コソボ空爆で、さらにアフガニスタン空爆やイラク空爆において、無差別爆撃を繰り返し、大量民衆殺戮という戦争犯罪行為を犯し続けています。

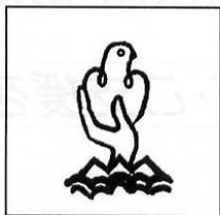
実は、日本は上記の全ての無差別爆撃を支持し大量殺戮に深く加担しています。重慶大爆撃で戦略爆撃に先鞭をつけた日本の責任は重大です。日本政府は、一刻も早く重慶大爆撃の被害者に対して、謝罪と賠償を行い、重慶大爆撃の加害責任を果たすべきです。

◆現在188名が原告になって裁判中です。

重慶大爆撃訴訟は、2006年3月に提訴（第1次）され、追加提訴が第2次から第4次まで行われています。原告らの爆撃被害地は中央直轄市の重慶市のほか、四川省の樂山市・成都市・自貢市・松潘県などで、原告数も全体で188名に及んでいます。裁判は今年7月までに22回行われています。毎回の裁判には中国から原告や支援者・研究者が来日して日本軍の空爆による残虐な被害の実態を語り、謝罪と賠償を訴えています。

◆連帯する会・東京は、裁判支援を行っています。

当会は来日原告・支援者との交流と裁判傍聴を軸に、重慶大爆撃に関する連続学習講座の開催や爆撃被害地・重慶などを訪問するスタディ・ツアーなどの活動を行っています。是非会員になって会の活動をおささぐさください。



重慶爆撃訴訟原告団の団旗

重慶大爆撃訴訟を支える

「連帯する会」の会員になってください！

個人会員 年会費3000円／団体会員 年会費5000円

【郵便振替口座】口座番号：00190-5-728232

口座名：重慶大爆撃訴訟弁護団 一瀬法律事務所

他銀行からの振込は、ゆうちょ銀行 〇一九(ゼロイチキョウ)店 当座0728232

原告団の団旗には反戦・平和の象徴である鳩と重慶を意味する山と川が描かれています。この団旗は、壮麗な山城にあって質素・善良な重慶市民は祖国を愛し世界平和を希求し戦争を永遠になくすという願いをこめて作られました。